

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業 狸山地区）の土地改良事業計画の概要につき豊田市と協議したいので、同条第 7 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 7 年 6 月 6 日までに豊田市長に意見書を提出してください。

令和 7 年 5 月 12 日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 書類の名称
土地改良事業計画の概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 6 月 6 日（金）まで
- 3 縦覧の場所
豊田市役所
- 4 意見書の提出方法
書面にて直接豊田市役所へ提出